

H-22091-1

令和4年7月19日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

先行設工認申請書における記載の再確認結果と対応について

1. はじめに

現在、加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請を行うとともに、既に認可を受けた先行申請については工事に着工し、工事が完了したものについては使用前事業者検査等を順次行っているところである。

今回、既に認可を受けた施設及び現在申請中の施設に対して、改めて申請書の記載、施設を確認し、記載に不備がないか再確認を行った。

再確認の結果、別途実施した耐震計算書の総点検の結果による記載不備を含めて、第3次申請について6件、第4次申請について24件、計30件の不備を確認した。

なお、現在申請中の第5次申請の施設に対する不備については、予定している補正にて申請書の記載を見直すこととして、別途内容をご説明させていただく。

2. 確認体制、確認方法

(1) 確認体制

使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請体制と同様の体制の下、再確認を実施した。

(2) 確認対象・確認方法

・確認対象

第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）

第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可、熊原第21-041号（令和3年9月16日付け）をもって軽微な変更の届出）

第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可、熊原第21-042号（令和3年11月8日付け）をもって軽微な変更の届出）

なお、第1次申請は、既に使用前検査を終えており問題がなかったことから、耐震計算書の確認のみとした。

第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）は、撤去の申請であり、既に使用前検査を終えており問題がなかったことから対象外とした。

・確認方法

仕様表、材料一覧、添付図、検査項目について検査に必要な情報が適切に記載されていること、現物と添付図に齟齬がないことを確認した。

3. 確認結果

再確認及び別途実施した耐震計算書の総点検^{*1}の結果により、第3次申請、第4次申請については記載の不備が確認された。実施した確認の対象は以下の5点に分類される。

- (1)耐震計算書総点検：耐震計算書の総点検
- (2)申請書齟齬：設工認申請書と現場の設備工事状況との齟齬の確認^{*2}
- (3)PWD再点検：プラントウォークダウンによる実際の設備と申請書記載の確認
- (4)貫通部再点検：火災区画／区域を示した図の貫通部の配置と実際の位置の確認
- (5)その他：上記以外の記載の不備

上記確認の結果について、分類、該当箇所、変更内容、技術基準の適合性等を表1に示す。
なお、第1次申請については、記載の不備は認められなかった。

*1 「熊取事業所 新規制基準適合性 耐震計算書の総点検結果について(報告)」(NFAK-22043-3 令和4年7月4日)

*2 「熊取事業所 新規制基準適合性 設工認申請と現場の設備状況との確認結果について」(NFAK-22038-1 令和4年3月24日)

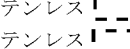
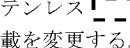
4. 今後の対応

耐震計算書の総点検その他点検の結果等により、確認された記載不足、誤記等については是正する変更を行うこととし、第3次申請及び第4次申請に対して軽微な変更の届出を行う。

本変更は、加工施設の保全上支障のない変更であり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定する軽微な変更に該当するため、法第16条の2第5項の規定に基づき届け出る。

以上

表1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
0	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	その他	図へー2-1-17 第1加工棟 13 通り-17 通り軸組図、添2表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能と部位位置図にボード閉止部の記載があるが、耐震補強工事の際に鉄筋コンクリートにより閉止したため、当該図表の当該記載を削除する。	90 461 467	図へー2-1-17 第1加工棟 13 通り-17 通り軸組図 添2表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能	当該壁の安全機能は火災区画、遮蔽のみであり、鉄筋コンクリート必要な耐火性能、遮蔽性能が安全側になるため、影響はない。	0
1	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	その他	図へー2-1-19の既設部材リストに鉄筋の記載がなく、また第へー3表の検査項目も抜けているため、既設部材リストに鉄筋を追記するとともに、基礎 鉄筋コンクリートの鉄筋の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。	92 148	図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1 第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法(1/3)(a. 第1加工棟:検査11)	当該図中の仕様及び表中の検査の追加であり、影響はない。	1
						図へー2-1-20の既設部材リストに床の部材リストが抜けており、また第へー3表の検査項目も抜けているため、既設部材リストに床を追加するとともに、床 鉄筋コンクリート(中2階、天井スラブ)の鉄筋の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。	93 150	図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2 第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法(3/3)(a. 第1加工棟:検査11)	当該図中の仕様及び表中の検査の追加であり、影響はない。	1
2	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	その他	図へー2-1-50に示す梯子の歩み板の厚みを、「ステンレス  と記載すべきところを誤って「ステンレス  と記載しているため、当該図の記載を変更する。	124	図へー2-1-50 第1加工棟 第1-1輸送物搬出入室屋根の梯子	当該図中に記載している強度部材でない部材の板厚の修正であり、影響はない。	2
3	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	貫通部 再点検	図へー2-1-52に示す火災区画図の貫通部の配置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。 これに伴い、表へー2-1の仕様の記載を変更し、また、第へー3表の床の検査項目に外観、配置の検査を追加する。	126 27 150	図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画 表へー2-1 第1加工棟 仕様 第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法(3/3)(a. 第1加工棟:検査11)	実態に合わせた配置の記載の修正であり、影響はない。	3
4	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	その他	第へー3表の建物の検査項目に外観の検査が抜けているため、当該表に外観の検査を追加する。	148	第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法(1/3)(a. 第1加工棟:検査11)	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第へー3表の杭 鉄筋コンクリート及び基礎 鉄筋コンクリートの材料の検査の方法の記載が不十分ため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の方法の適正化であり、影響はない。	
						第へー3表の基礎 鉄筋コンクリートの検査項目に材料、配置の検査が抜けているため、当該表に材料、配置の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	

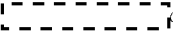
No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
4	第3次	核燃料物質の貯蔵施設	1001	第1加工棟	その他	第へー3表の柱、はり・プレースの検査の項目の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。	148	第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法(1/3)(a. 第1加工棟:検査11)	当該表中に記載している通り位置の修正であり、影響はない。	4
						第へー3表の柱の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第へー3表のはり・プレース 鉄筋コンクリートの検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。 また、寸法の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の追加及び適正化であり、影響はない。	4
						第へー3表のはり・プレース 鉄筋コンクリートの寸法の検査の方法及び判定基準の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。			当該表中に記載している部位名称の修正であり、影響はない。	4
						第へー3表の壁 鉄筋コンクリート壁の材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第へー3表の壁の検査項目にスレートボード壁(胴縁)の材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	4
						第へー3表の屋根 谷樋等の外観の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。			当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	4
5	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	別表ハ-2-1-9(1/2)に示す主要な構造材等(既設材料)の材質の記載が不足しているため、当該表の記載を追加する。 また、図ハ-2-1-2-18~図ハ-2-1-2-23及び図ハ-2-1-2-25の部材の識別のため材質を記載する。	51 209~ 214 216	別表ハ-2-1-9(1/2) 第2加工棟(既設) 材料一覧 図ハ-2-1-2-18~23 第2加工棟 既設部材リスト柱1~大ばり4 図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2	当該図表中の材質の記載の追加であり、影響はない。	5

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
6	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	PWD 再 点検	<p>堅穴区画の火災区画境界壁を構成する壁(内壁 1-43 及び内壁 M2-23) の仕様に誤りがある。</p> <p>そのため、以下の内容を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表ハ-2-1、別表ハ-2-1-9 に仕様を追加する。 ・別表ハ-2-1-1 及び添2表 1-3-1 の区画、材質、呼び寸法を変更する。 ・図ハ-II-1 及び図ハ-II-2 の壁の仕様を変更する。 ・第ハ-3 表の壁の検査項目にコンクリートブロック壁の材料、寸法の検査を追加する。 ・付属書類 8 にコンクリートブロック壁の耐火仕様を追加する。 	32 51～ 52 67 72 995 1001 109 110 366 1321	<p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災による損傷の防止</p> <p>別表ハ-2-1-9 第2加工棟(既設) 材料一覧</p> <p>別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(12/33)</p> <p>別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(17/33)</p> <p>添2表 1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(17/44)</p> <p>添2表 1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(23/44)</p> <p>図ハ-II-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ) 図(1階)</p> <p>図ハ-II-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ) 図(中2階)</p> <p>第ハ-3 表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法(2/4)(a. 第2加工棟: 検査(既設部分))</p> <p>付属書類 8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書</p>	当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画壁として必要な耐火性能は確保できていることから、影響はない。	6
7	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	北立面図に示している扉 2-1 の位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	144 155 171 181 190	<p>図ハ-2-1-1-16 第2加工棟 工事概要図(北立面) 外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止</p> <p>図ハ-2-1-1-27 第2加工棟 工事概要図(北立面) 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止</p> <p>図ハ-2-1-1-43 第2加工棟 工事概要図(北立面) 火災による損傷の防止</p> <p>図ハ-2-1-1-52 第2加工棟 工事概要図(北立面) 溢水による損傷の防止</p> <p>図ハ-2-1-1-60 第2加工棟 工事概要図(北立面) 人の不法な侵入の防止</p>	当該扉の位置を実態に合わせて適正化するものであり、影響はない。	7

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
8	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	軸組図のD通り3階に示している開口部の記載に誤りがあるため、当該図の開口部の記載を削除する。	123 137 202 319	図ハ-2-1-1-1(9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(C通り、D通り) 図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図(D通り軸組図) 地震による損傷の防止 図ハ-2-1-2-1 1 第2加工棟 軸組図C通り、D通り 図ハ-2-1-5-1(12) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等(断面図D通り)	当該部の開口部を実態に合わせて削除するものであり、影響はない。	8
9	(欠番)									
10	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	図ハ-2-1-4-4に示す建具配置図及び図ハ-2-1-4-8(1)、(2)に示す安全機能を有する建具(3階・4階)に既設建具が2箇所抜けているため、当該図に建具を追加する。	284 290~ 291	図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階 図ハ-2-1-4-8(1)(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(3階・4階)	当該図中の既設建具の追加であり、影響はない。	10
11	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	扉3-2上部の切欠き寸法が誤っているため、当該図の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法の記載を変更する。	290 302	図ハ-2-1-4-8(1) 第2加工棟 安全機能を有する建具(3階・4階) 1 図ハ-2-1-4-1 9 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表	当該箇所の設計においては、切欠き寸法が大きくなることで受風面積が減少し、耐竜巻の強度評価上安全側になるため、影響はない。	11

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
12	第4次	成型施設	1002	第2加工棟	その他	第ハ-3表の基礎 鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法、配置の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法、配置の検査を追加する。	365	第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法(1/4)(a. 第2加工棟:検査(既設部分))	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ-3表の柱 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄筋の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	
						第ハ-3表のはり 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄筋の検査項目に寸法の検査が抜けているため、当該表に寸法の検査を追加する。	366	第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法(2/4)(a. 第2加工棟:検査(既設部分))	当該表中の検査の追加であり、影響はない。	12
						第ハ-3表のはり 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート コンクリートの寸法の検査の方法の記載に誤りがあるため、当該表の記載を変更する。			当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	
						第ハ-3表の壁 鉄筋コンクリート壁の検査項目に材料の検査が抜けているため、当該表に材料の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	
						第ハ-3表の床 鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	
						第ハ-3表の屋根 鉄筋コンクリートの検査項目に材料、寸法の検査が抜けているため、当該表に材料、寸法の検査を追加する。			当該表中の検査の追加であり、影響はない。	
13	第4次	被覆施設	3002	ペレット編成挿入機No.1 ペレット保管箱搬送部	申請書 齟齬	表ニ-2-2の変更内容にストップ1の取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	382	表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様 図ニ-2-2(3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 (ストップ ガイド拡大図)	変更後の条件で評価しており、影響はない。	13-1
						PWD 再点検	表ニ-2-2(別表1)のストップ1の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。			
					申請書 齟齬	表ニ-4-1の変更内容にストップ1及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	394	表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	14

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
15	第4次	被覆施設	3014	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部	申請書 齟齬	表ニ-7-1の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	415 505	表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様 図ニ-7-1(5) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 架台(3/3)	変更後の条件で評価しており、影響はない。	15-1
					その他	図ニ-7-1(6)に示す階段部下に耐震補強で追加する3本のはり  の位置・長さに誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	506	図ニ-7-1(6) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 階段詳細	当該箇所の設計においては、変更後の条件で評価を実施しているため、影響はない。	15-2
16	第4次	被覆施設	3015	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コン ベア部	PWD 再 点検	図ニ-7-2に示す搬送機能を有する溝形トレイの記載に誤りがあるため、当該図中の溝形トレイの記載を変更するとともにその他の記載も適正化する。	508	図ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管 コンベア部	実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正であり、影響はない。	16
17	第4次	被覆施設	3019	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載 装置(2)	申請書 齟齬	表ニ-9-1の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	431	表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) 仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	17
18	第4次	被覆施設	3022	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	申請書 齟齬	表ニ-11-2の変更内容にストッパ(車止め)及び取付ボルトの追加、レールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	440	表ニ-11-2 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	18
19	第4次	被覆施設	3023	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	PWD 再 点検	図ニ-11-3に示す搬送機能を有する溝形トレイの記載が不十分なため、当該図中に溝形トレイの記載を追加するとともにその他の記載も適正化する。	519	図ニ-11-3 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正であり、影響はない。	19
20	第4次	被覆施設	3025	ペレット検査装置 No.5	PWD 再 点検	図ニ-13-1に示す設備の南西側隅のアンカーボルトのベースプレート(既設)の向きに誤りがあるため、当該図の記載を変更する。	521	図ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5	実態に合わせた適正化であり、ベースプレートの向きは耐震評価に影響しないため、影響はない。	20
21	第4次	被覆施設	3026	ペレット編成挿入 機 No.2-1 ペレッ ト保管箱搬送部	申請書 齟齬	表ニ-14-1の変更内容にガイド1、ガイド2及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。	452	表ニ-14-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様	変更後の条件で評価しており、影響はない。	21-1
					PWD 再 点検	表ニ-14-1(別表1)のストッパ1の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。	454	表ニ-14-1(別表1) ペレット編成挿入 機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧	当該表中の材質の修正であり、  以上の強度を有することから、影響はない。	21-2
					耐震計 算書総 点検	図ニ-14-1(1)に示す設備のアンカーボルトの(既設)位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。 これに伴い、付属書類3に示す耐震計算結果のうち固有振動数、部材検定比、アンカーボルト検定比も変更する。	522 1283	図ニ-14-1(1) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 付属書類3 地震による損傷の防止(設備・機 器の耐震性)に関する基本方針書 表8 耐震計算結果(2/4)	当該アンカーボルトの実態に合わせた位置の変更により耐震評価に影響するが、検定比が1を超えることはなく、影響はない。	21-3

No.	申請 回数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
22	第4次	被覆施設	3027	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	耐震計算書総点検	図ニ-1 4-2 に示すアンカーボルトの耐震補強の内容に誤りがあるため、当該図中の記載を変更する。	525	図ニ-1 4-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	当該図中の誤記の修正であり、影響はない。	22
23	第4次	核燃料物質の貯蔵施設	5054	燃料集合体保管ラック C 型 No. 2	耐震計算書総点検	表ヘ-2-2 (別表 2) の角管の材質に誤りがあるため、当該表中の記載を変更する。	554	表ヘ-2-2 (別表 2) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 耐震補強の項目	当該表中の材質の修正であり、また設計においても  の材料定数及び F 値は同一であり、耐震評価への影響はないため、影響はない。	23
24	第4次	放射性廃棄物の廃棄施設	1006	第5 廃棄物貯蔵棟	その他	公設消防の指示により、第5 廃棄物貯蔵棟の換気筒に防火ダンパー、金網を追加する。 そのため、別表ト-4-1-1 に仕様を追加する。 また、図ト-4-1-4 に記載を追加する。	605 615	別表ト-4-1-1 第5 廃棄物貯蔵棟 の仕様 図ト-4-1-4 第5 廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図	換気筒は火災評価にて金属管が貫通する部分として評価しており、その設計に変更はないため、影響はない。	24
25	第4次	放射性廃棄物の廃棄施設	1006	第5 廃棄物貯蔵棟	その他	図ト-a-2-2 及び第ト-2 表の検査 2-7 に示す検査の項目において、寸法の検査を誤って処理能力検査としているため、当該図表の記載を変更する。	633 640	図ト-a-2-2 個別工事フロー 第ト-2 表 建物・建築物に係る検査の方法 (2/2)	当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	25
26	第4次	その他の加工施設	8029-4	緊急設備 誘導灯	その他	公設消防の指示により、第2 加工棟の誘導灯を3 台追加する。 そのため、表ハ-2-1、表リ-2-1 の誘導灯の個数を変更する。 また、図リ-2-1-1-1 の配置図を変更する。	34 684 690	表ハ-2-1 第2 加工棟 仕様 表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備 図リ-2-1-1-1 第2 加工棟 緊急設備配置図 (1 階)	誘導灯の台数を追加するものであり、影響はない。	26
27	第4次	その他の加工施設	—	—	その他	第リ-2 表の据付の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。	736	第リ-2 表 設備・機器に係る検査の方法	当該表中の検査の方法の記載の適正化であり、影響はない。	27
28	第4次	被覆施設	3022	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	耐震計算書総点検	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 架台の耐震計算モデルに適切でない箇所があるため、耐震計算モデルを適正化して再計算した結果に変更する。	1283	付属書類 3 地震による損傷の防止 (設備・機器の耐震性) に関する基本方針書 表 8 耐震計算結果 (2/4)	耐震計算結果は検定比が 1 を超えることはなく、影響はない。	28

No.	申請 次数	施設区分	管理 番号	建物・構築物又は 設備・機器名称	分類	変更内容	頁番号	変更箇所	技術基準の適合性	別紙 No.
29	第3次	核燃料物質の貯蔵施設 その他の加工施設	1001	第1加工棟	その他	建物・構築物本体の配置に関する検査（敷地内竹林と防護対象施設の離隔距離の測定）について、検査の方法を明確化するため、当該表の記載の追加を行う。	148	第ハ－3表 建物・構築物に係る検査の方法（1／3）（a. 第1加工棟；検査11） 第リ－2表 建物・構築物に係る検査の方法（4／4）	外部火災に対する安全設計の確認のための検査の方法を明確化するものであり技術基準への適合への影響はない。	29
			1012	防護壁 防護壁 No.1						
	第4次	成型施設 放射性廃棄物の廃棄施設	1002 1006	第2加工棟 第5廃棄物貯蔵棟			365 640			

第 1 加工棟 13 通り-B' 通り壁材質について

1. 内容

図へー 2-1-17 第 1 加工棟 13 通り-17 通り軸組図、添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能と部位位置図にボード閉止部の記載があるが、耐震補強工事の際に鉄筋コンクリートにより閉止したため、当該図表の当該記載を削除する。



添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	備考
1 階	内壁・内部扉	内壁⑩		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	—
					防火シャッター (SS-2)	鉄 (特定防火設備)	
	内壁⑪	火災区画境界		コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	—	
				耐火間仕切り	LGS 下地 強化せっこうボード		



<変更前>



添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	備考
1 階	内壁・内部扉	内壁⑩		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧
					防火シャッター (SS-2)	鉄 (特定防火設備)	
	内壁⑪	火災区画境界		コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧	

<変更後>

 : 削除箇所
 : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

第1加工棟の13通りの柱の鉄骨補強において、補強材料を取り付ける際には、既設壁（コンクリートブロック壁）を一部切り欠いて既設柱に補強部材を溶接するが、鉄骨補強完了後は切欠き部をコンクリートブロックで復旧することが困難なため、鉄筋コンクリートで復旧することとしていた。

13通り-B'通り柱の近傍に旧鋼製扉をボードで閉止していた部分があったが、この部分の柱の補強工事においては鉄骨補強工事にボードと干渉するとは考えていなかった。

(2) 工事段階

補強部材の取付け時にB'通りのボードが干渉したため、一旦ボードを取り外した上で鉄骨補強工事を完了させた。

しかしながら、設工認申請書に壁材としてボードの記載があることには気づかず、補強工事完了後、壁、土間の切欠き部を一律鉄筋コンクリートで復旧した。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書（既設部分）の作成時に、設工認申請書に壁の一部にボード閉止の記載があることに気が付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表のボード閉止の記載を削除するとともに、13通りの耐震補強で切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧する旨を記載する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	一（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位を含む壁は耐震壁に該当しない間仕切壁であることから、本変更による第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位を含む壁は室内壁であり、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから、本変更による第1加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山 外部火災	
	航空火災	一（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	当該部位を含む壁は室内壁であり、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定しないため、当該部位を含む壁は室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、当該部位を含む壁は、管理区域の境界に該当しないことから、本変更による第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位を含む壁は、第1加工棟の火災区域（火災区画）境界の壁に該当する。火災影響評価では、火災区域（火災区画）の境界の壁は、1時間以上の耐火性能を有するものであるとの条件で評価を行っているが、変更前の仕様（ボード閉止部；1時間耐火構造）、変更後の仕様（鉄筋コンクリート壁；2時間耐火構造）ともに1時間以上の耐火時間を有することから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	一（第1加工棟に溢水源はない）
第二十二条	遮蔽	当該部位は、第1加工棟の遮蔽に考慮するコンクリートブロック造壁の一部として遮蔽評価しているが、鉄筋コンクリートに変更することにより保守性を確保することから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図へー2-1-17 第1加工棟 13通り-17通り軸組図（p90）
- ・ 添2表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能（p461, p467）

第1加工棟 基礎及び中2階の床の部材リストについて

1. 内容

別表へー2-1-8に鉄筋の材料を記載しているが、図へー2-1-19に示す第1加工棟の既設部材リストの基礎に鉄筋の記載がなく、また、図へー2-1-20に示す第1加工棟の既設部材リストに床（中2階床スラブ及び中2階天井スラブ）の部材リストが抜けているとともに、これらの鉄筋の検査項目が第へー3表に抜けているため、基礎 鉄筋コンクリートの鉄筋及び床 鉄筋コンクリート（中2階床スラブ、中2階天井スラブ）の検査項目を追加する。

〈杭・基礎一覧〉



「図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1」の変更箇所

〈鉄筋コンクリート造 床部材一覧〉



「図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2」の変更箇所

「第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法（a. 第1加工棟：検査11）」の変更箇所

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
基礎	鉄筋コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。
		寸法	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図へー2-1-19のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート （中2階床スラブ、中2階天井スラブ）	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-8のとおりであること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

既設基礎は、鉄筋の材料を別表へー 2-1-8 に記載しており、図面に鉄筋コンクリートであることを示していたが、詳細な配筋仕様を記載しなくてよいと考えていた。

既設床は、添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能において、防火区画の床及び遮蔽に考慮する床であったため、厚さと密度を検査することで安全機能を確認できると考えていたが、長期荷重時の積載荷重を支える機能を確認するためには、床スラブの配筋量についても検査項目として記載すべきであった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事は無い。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の抜けに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の図へー 2-1-19 に示す既設部材リストの基礎に鉄筋を追記及び図へー 2-1-20 に示す既設部材リストに床の部材リストを追加する。また、第へー 3 表 基礎 鉄筋コンクリート及び床 鉄筋コンクリート（中 2 階床スラブ、中 2 階天井スラブ）の検査項目に材料、寸法の検査を追加する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、既設部位の耐震に係る詳細仕様の明確化及びその仕様を確認するための検査項目の追加であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	一（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該部位は、耐震に関する強度部材であるが、本変更は記載漏れの追記であり、変更後の配筋で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は、竜巻に関する強度部材であるが、本変更は記載漏れの追記であり、変更後の配筋で竜巻荷重に対する評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないことから、本変更による第1加工棟の積雪・火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものでないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	一（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）
第九条	不法侵入	当該部位は屋外に面していないことから、不法侵入の防止に関する安全機能を有さないことから、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定しないため、本変更に係る基礎及び床スラブは室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、管理区域の境界に該当しないことから、本変更による第1加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位のうち、基礎及び中2階床スラブは第1加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当しないため、本変更による火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 当該部位のうち、中2階天井スラブは第1加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当するが、鉄筋コンクリート床の耐火時間は変更後の仕様で評価しているため、本変更による第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	一（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	遮蔽評価においては、鉄筋の有無は考慮していないため、基礎及び床スラブの配筋の追記、検査項目の追記による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図へー2-1-19 第1加工棟 既設部材リスト1（p92）
- ・ 図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2（p93）
- ・ 第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法（1／3）（a. 第1加工棟：検査11）（p148）
- ・ 第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法（3／3）（a. 第1加工棟：検査11）（p150）

第1加工棟 梯子の歩み板の厚みについて

1. 内容

図へー2-1-50に示す梯子の歩み板の厚みを、「ステンレス []」記載すべきところを誤って「ステンレス []」と記載しているため、当該図の記載を変更する。



「図へー2-1-50 第1加工棟 第1-1 輸送物搬入室屋根の梯子」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該歩み板に安全機能はなく、図面には不燃性又は難燃性材料を使用していることを明確にする目的で材質と厚みを記載しているが、誤った厚みを記載してしまった。

(2) 工事段階

製作段階では、歩み板の厚みは検査対象としていなかったことから、厚みが設工認図面と異なることに気付かなかった。

(3) 検査段階

検査段階においても、歩み板の厚みは検査対象ではなかったため、厚みが設工認図面と異なることに気付かなかった。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の図へー2-1-50に示す梯子の歩み板の厚みを「ステンレス []」に変更する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

当該部位は安全機能を有しておらず、本変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図へー2-1-50 第1加工棟 第1-1 輸送物搬出入室屋根の梯子 (p124)

第 1 加工棟 火災区画貫通部の位置、数量の変更について

1. 内容

図へー 2 - 1 - 5 2 に示す第 1 加工棟の火災区画の貫通部の配置について、記載に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。

これに伴い、表へー 2 - 1 の仕様の記載を変更し、また、第へー 3 表の床の検査項目に防火区画貫通部（既設部分、中 2 階屋根裏）の外観、配置の検査を追加する。



「図へー 2 - 1 - 5 2 第 1 加工棟 火災区画」の変更箇所

「表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第 20 項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第 1 加工棟における貫通部を図へー 2 - 1 - 5 2 に示す。
------------	-------------	---

____: 追加箇所

「第へー 3 表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）（a. 第 1 加工棟：検査 1 1）」の変更箇所

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準
床	防火区画貫通部 （既設部分、中 2 階屋根裏）	配置	貫通部は図へー 2 - 1 - 5 2 のとおりであること。
		外観	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。

____: 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

プラントウォークダウンによる調査が不十分であり、配置の記載に誤りがあるまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事は無い。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中の火災区画貫通部の記載を変更、又は追加する。また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、実態に合わせた配置の記載の修正および検査項目の追加であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	一（第1加工棟には臨界隔離壁を設けない。）
第六条	耐震	当該貫通部を追加する壁及び中2階天井スラブは耐震部材ではないことから、本変更による第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 当該貫通部を削除する壁は耐震壁に該当するが、貫通部は面積が小さく、耐震評価に考慮していない ^{※1} ことから、本変更による評価結果への影響はなく、第1加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該貫通部を追加する外壁は竜巻防護境界に該当するが、追加する貫通部は $\frac{1}{2}$ 程度であり、F1竜巻飛来物（プレハブ小屋）がすり抜けるような大きさではなく、F1竜巻風荷重に対しては追加する貫通部を断面欠損として評価しても、検定比が $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ となるが1.0を超えないことから、本変更による第1加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 当該貫通部を追加する中2階天井スラブ及び貫通部を削除する壁は、建物内部に位置し、竜巻の影響は受けないことから、本変更による第1加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該部位を含む壁及び天井スラブは、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担する屋根に該当しないことから、本変更による第1加工棟の積雪・火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものでないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	航空火災	一（第1加工棟は航空機落下火災の影響評価の対象となる建物に該当しない。）

技術基準		技術基準適合への影響
第九条	不法侵入	当該貫通部を追加する壁は、不法侵入防止の安全機能を有するが、貫通部は人の侵入防止を考慮する程度の大きさではないことから、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 当該貫通部を追加する中2階天井スラブ及び当該貫通部を削除する壁は建物内部に位置することから、本変更による第1加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	第1加工棟には第1種管理区域を設定しないため、当該部位を含む壁及び天井スラブは室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。 また、当該部位を含む壁の一部には管理区域境界の壁に該当するものがあるが、壁の貫通部は管理区域の境界を維持する機能に影響するものではないため、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位を含む壁及び天井スラブは、第1加工棟の火災区域（火災区画）境界に該当するが、貫通部は適切に防火処置を施すことにより、他の火災区域（火災区画）への火災の延焼防止の機能を確保するため、本変更による第1加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	—（第1加工棟に溢水源はない。）
第二十二条	遮蔽	当該部位を含む壁及び天井スラブは、遮蔽評価に考慮する壁、床の一部であるが、評価にあたって遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はり等は考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化しているため、配管貫通部があったとして十分保守的な評価を行っていることから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

※1：鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）より
エアコン用の貫通孔など小開口を設ける場合、開口部に該当しないとして扱ってよいとされる。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図へー2－1－52 第1加工棟 火災区画（p126）
- ・ 表へー2－1 第1加工棟 仕様（p27）
- ・ 第へー3表 建物・構築物に係る検査の方法（3／3）（a. 第1加工棟：検査11）（p150）

第 1 加工棟 検査の方法の記載不備について

1. 内容

第へー 3 表の建物の既設部分に関する検査項目に抜け、誤記、不十分な記載があるため、当該表の記載の追加、修正、適正化を行う。

「第へー 3 表 建物・構築物に係る検査の方法（a. 第 1 加工棟：検査 1 1）」の変更箇所

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
建物		外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート杭）であること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が <u> </u> 以上であること。
		配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図へー 2 - 1 - 6 のとおりであること。
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート (1-5, A-B 間・1, C' -A 間・C', 1-13 間)	鉄筋	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー 2 - 1 - 8 のとおりであること。
はり・ブレース	鉄筋コンクリート (1-5, A-B 間・1, C' -A 間・C', 1-13 間)	材料	材料を目視により確認する。 鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 鉄筋の材質、呼び径が別表へー 2 - 1 - 8 のとおりであること。
		寸法	はりの形状、寸法及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法及び配筋ピッチが図へー 2 - 1 - 2 0 のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へー 2 - 1 - 8 のとおりであること。
	スレートボード壁 (胴縁)	材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（スレートボード、鋼）であること。
		寸法	スレートボードを支持する胴縁の形状、寸法及びピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へー 2 - 1 - 1 1 のとおりであること。
屋根	谷樋等	外観	屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙が十分なクリアランスであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	図へー 2 - 1 - 5 - 3 のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙に十分なクリアランスがあること。
床	鉄筋コンクリート (中 2 階、天井スラブ)	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が <u> </u> 以上であること。
		寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが表へー 2 - 1 に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。

_____ : 追加箇所

_____ : 修正箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

改造を伴わない既設部分についても、添2表1-3-1 第1加工棟の各部位が有する安全機能の表において、安全機能を確認するための位置、構造、機能、強度、性能の整理をしていたが、既設部分の検査を具体化する際に適切に検査の方法に展開できていなかった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化を行う。
また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、工事を伴わない既設部分において、設計に見込んでいる安全機能を確認するために必要な検査の追加、修正、適正化であり、本変更による技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第3次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・第へー3表 建物・建築物に係る検査の方法（1/3）～（3/3）（a. 第1加工棟：検査11）（p148～p150）

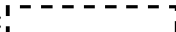
第 2 加工棟 仕様の誤記、記載漏れについて

1. 内容

別表ハ-2-1-9 (1/2) に示す主要な構造材等 (既設材料) の材質の記載が不足しているため、当該表の記載を追加する。

また、図ハ-2-1-2-18~図ハ-2-1-2-23 及び図ハ-2-1-2-25 の部材の識別のため材質を記載する。

「別表ハ-2-1-9 (1/2) 第 2 加工棟 (既設) 材料一覧」の変更箇所

主要な構造材等 (既設材料)	②柱、大ばり (鉄骨鉄筋コンクリート造部分) 鉄骨 : 
----------------	---



「図ハ-2-1-2-25 第 2 加工棟 既設部材リスト小ばり 2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

本来、図ハ-2-1-2-18～図ハ-2-1-2-23及び図ハ-2-1-2-25に示している部材において、材質 を明記すべきであったが、明記ができていなかった。また、別表ハ-2-1-9（1/2）に材料として取りまとめる際に、前述の図から判断して のみを記載してしまった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表に部材の材質を追加する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更により記載を追記する鉄骨鉄筋コンクリート造に用いる鋼材の材質は、地震、竜巻などの外力に対する第2加工棟の強度に影響するが、本変更は強度計算に用いた上記鋼材の材質の記載漏れに対する追記であり、耐震及び耐竜巻の設計段階において変更後の条件で評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震、竜巻などによる損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・別表ハ-2-1-9（1/2） 第2加工棟（既設） 材料一覧（p51）
- ・図ハ-2-1-2-18～23 第2加工棟既設部材リスト柱1～大ばり4（p209～p214）
- ・図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2（p216）

第2加工棟 火災区画壁の材料の誤記について

1. 内容

堅穴区画の火災区画境界壁を構成する壁（内壁 1-43 及び内壁 M2-23）の仕様が、「コンクリートブロック壁」と記載すべきところを、誤って「鉄筋コンクリート造壁」と記載している。そのため、以下の追記、変更を行う。

- ・表ハ-2-1、別表ハ-2-1-9に仕様を追加する。
- ・別表ハ-2-1-11及び添2表1-3-1の区画、材質、呼び寸法を変更する。
- ・図ハ-II-1及び図ハ-II-2の壁の仕様を変更する。
- ・第ハ-3表の壁の検査項目にコンクリートブロック壁の材料、寸法の検査を追加する。
- ・付属書類8にコンクリートブロック壁の耐火仕様を追加する。

「別表ハ-2-1-9 第2加工棟（既設）材料一覧」の変更箇所

建物	壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁、 <u>コンクリートブロック壁</u>
主要な構造材等 (既設材料)	<u>⑩コンクリートブロック壁</u> 鉄筋 <u>コンクリートブロック</u>

_____：追加箇所

「別表ハ-2-1-11 第2加工棟の各部位の仕様」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t：厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1 階壁参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉（扉：1-L）	鉄（特定防火設備）		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中 2階壁参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	-	図ハ-II-2	工事なし
				扉（扉：2-o）	鉄（特定防火設備）		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし

_____：追加箇所

_____：修正箇所

「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能」の変更箇所

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	十一
							条
1階	内壁・内部扉	内壁1-13	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1 階壁参照	火災区画境界	コンクリート ブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	◎ []
					扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火 設備)	◎ [] 片面
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中 2階壁参照	火災区画境界	コンクリート ブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	◎ []
					扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火 設備)	◎ [] 片面

----- : 追加箇所

----- : 修正箇所



□ : 構造を変更する壁

1階平面図

「図ハ-II-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)」の変更箇所

「第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (a. 第2加工棟: 検査 (既設部分))」の変更箇所

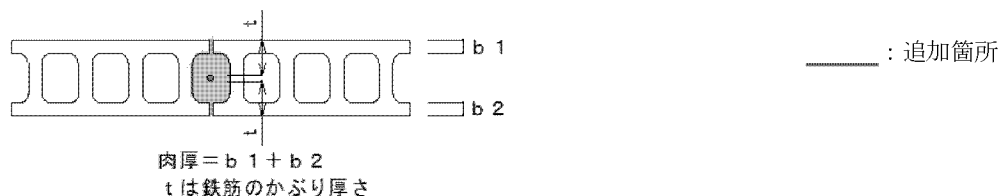
検査の項目		検査の方法		判定基準
壁	コンクリートブロック壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (コンクリートブロック、鉄筋) であること。
		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが表ハ-2-1に示す火災区画 (堅穴区画) の区画境界壁の厚さ以上であること。

----- : 追加箇所

付属書類 8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書 「表 2-1 第 2 加工棟
の火災区域・火災区画の耐火仕様」の変更箇所

部位	仕様	耐火時間	出典
コンクリートブロック壁	肉厚 50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さが 40 mm 以上※	1 時間耐火構造	建設省告示第 1399 号 「耐火構造の構造方法を定める件」

※ コンクリートブロックの肉厚、鉄筋のかぶり厚さは下図参照。



2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

プラントウォークダウンを実施していたが、当該壁の調査担当者が、コンクリートブロック壁は鉄筋コンクリート造壁に分類されるものと勘違いして調査報告をしてしまい、申請書に鉄筋コンクリート造壁として記載してしまった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表の壁の構造、仕様、検査の記載を修正、追加を行う。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、壁の仕様の記載を変更するものであり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は臨界隔離壁ではなく、本変更による第2加工棟の核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は耐震壁に該当しない間仕切壁であることから、本変更による第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は室内壁であり、外部からの衝撃に対する安全機能を有していないことから、本変更による第2加工棟の外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は室内壁であり、外部には面していないことから、不法入りの防止に関する安全機能を有しておらず、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は第1種管理区域の境界壁に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、管理区域の境界に該当しないことから、本変更による第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は第2加工棟の火災区域(火災区画)境界の壁に該当する。火災影響評価では、火災区域(火災区画)の境界の壁は1時間以上の耐火性能を有するものであるとの条件で評価を行っているが、変更前の仕様(鉄筋コンクリート壁; 2時間耐火構造)、変更後の仕様(コンクリートブロック壁; 1時間耐火構造)ともに1時間以上の耐火時間を有することから、本変更による評価結果への影響はなく、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は、溢水による損傷防止の安全機能を有していない壁であるため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位は、遮蔽に考慮していないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書(第4次申請)における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災による損傷の防止 (p32)
- ・別表ハ-2-1-9 第2加工棟(既設)材料一覧 (p51~p52)
- ・別表ハ-2-1-11 第2加工棟の各部位の仕様 (12/33) (p67)
- ・別表ハ-2-1-11 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33) (p72)
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44) (p995)
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (23/44) (p1001)
- ・図ハ-II-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階) (p109)
- ・図ハ-II-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(中2階) (p110)
- ・第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法(2/4)(a. 第2加工棟: 検査(既設部分)) (p366)
- ・付属書類8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書 (p1321)

第2加工棟 立面図における扉位置の誤記について

1. 内容

申請書の第2加工棟の北立面図に示している扉 2-1 の位置に誤りがあるため、当該図の記載を変更する。



2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

安全設計は平面図をベースに実施していたため、立面図の扉の位置が平面図の扉の位置に対してずれていることに気が付かなかった。また、第2加工棟の北側には第1加工棟があるため、目視で第2加工棟北面全体を見渡すことが困難であり、現物と図面の比較でも、立面図の誤記に気が付かなかった。

(2) 工事段階

当該扉を F1 竜巻対策扉に改造したが、工事の際にも平面図をベースとして計画しているため、立面図の誤記に気が付かなかった。

(3) 検査段階

当該扉の F1 竜巻対策扉としての検査においても、平面図をベースに配置検査を実施しているため、立面図の誤記に気が付かなかった。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の北立面図を使用している図を修正する。また、当該扉の使用前事業者検査は、平面図をベースに変更後の扉位置で実施しており、本変更による使用前事業者検査記録への影響はないため、再検査は行わない。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、誤って示していた扉の位置を実態に合わせて適正化する図の修正であり、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位を含む壁は臨界隔離壁に該当するが、臨界評価は変更後の扉位置で評価をしているため、本変更による核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位を含む壁は耐震壁に該当するが、変更後の扉位置で耐震評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は外部に面する扉に該当するが、変更後の扉位置で評価を実施していることから、本変更による評価結果への影響はなく、外部からの衝撃による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	
	外部火災	
	航空火災	
第九条	不法侵入	当該部位は第2加工棟の不法侵入の防止の安全機能を有するが、記載が正しい平面図で設計を実施していることから、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は第1種管理区域の境界ではないため、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、当該部位は、第2種管理区域と屋外の境界扉であり、管理区域の境界を維持する機能を有するものではあるが、変更後の扉の位置においても管理区域の境界を維持する機能を発揮することから、本変更による閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は火災区域（火災区画）境界上の扉に該当するが、変更前後で特定防火設備としての仕様に変更はなく、本変更による火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は溢水による損傷防止の安全機能を有していない扉であるため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位を含む壁は、第2加工棟の遮蔽評価に考慮する壁、床の一部であるが、評価にあたって遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はり等は考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化しているため、非常口があったとして十分保守的な評価を行っていることから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-1-1-6 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止（p144）
- ・図ハ-2-1-1-1-2-7 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（p155）
- ・図ハ-2-1-1-1-4-3 第2加工棟 工事概要図（北立面）火災による損傷の防止（p171）
- ・図ハ-2-1-1-1-5-2 第2加工棟 工事概要図（北立面）溢水による損傷の防止（p181）
- ・図ハ-2-1-1-1-6-0 第2加工棟 工事概要図（北立面）人の不法な侵入の防止（p190）

第2加工棟 D通り軸組図における開口部の誤記について

1. 内容

第2加工棟D通り軸組図（3階11-12通り間の耐震壁）において、存在しない開口部を記載しており、誤りがあるため、当該図の開口部の記載を削除する。



2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

室内側からのプラントウォークダウンにおいて、当該位置に外気取入口を確認したため、耐震壁に開口部があると判断して申請書に記載していたが、実際には機器収容ボックスであり外壁に開口部はなかった。

(2) 工事段階

既設の外壁であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書のD通り軸組図を使用している当該図を修正する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は図に誤って記載していた開口部を実態に合わせて削除する図の修正であり、以下の理由により、技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位は臨界隔離壁ではなく、本変更による核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位は耐震壁に該当するが、変更前の開口部を考慮した耐震壁の許容せん断力は、変更後の開口部がない場合の許容せん断力に、開口欠損による低減率を掛けたものである。 本変更により、当該耐震壁は低減率を考慮する必要がなくなり耐震性が向上することから、第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位は竜巻風荷重を受ける外壁に該当するが、変更後の開口部のない外壁は、変更前の開口部を考慮した外壁よりも面外荷重に対する許容応力が向上することから、本変更による竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。 なお、F1 竜巻飛来物は当該高さまで到達しないため、当該部位の設計には考慮していない。
	雪・火山	当該部位は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を直接負担する屋根に該当しないことから、本変更は積雪・火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものでないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該部位は第2加工棟の不法侵入の防止の安全機能を有するが、開口部が鉄筋コンクリート壁となることで、更に安全性が向上するため、本変更による加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該部位は第1種管理区域の境界壁に該当しないことから、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、当該部位は、第2種管理区域と屋外の境界壁であり、管理区域の境界を維持する機能を有するものではあるが、変更後の開口部がない状態で管理区域の境界を維持することから、本変更による閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該部位は第2加工棟の第2種管理区域と屋外との境界壁であり火災区域（火災区画）境界の壁に該当する。火災影響評価では、火災区域（火災区画）の境界の壁は1時間以上の耐火性能を有するものであるとの条件で評価を行っているが、変更後の鉄筋コンクリート壁は2時間耐火の性能を有することから、本変更による火災影響評価結果に変更はなく、火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該部位は溢水による損傷防止の安全機能を有していない壁であるため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二條	遮蔽	当該部位は、第2加工棟の遮蔽評価に考慮する壁、床の一部であるが、評価にあたって遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はりは考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化しているため、開口部があったとして十分保守的な評価を行っていることから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- 図ハ-2-1-1-1 (9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (C通り、D通り) (p123)
- 図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図 (D通り軸組図) 地震による損傷の防止 (p137)
- 図ハ-2-1-2-1 1 第2加工棟 軸組図 C通り、D通り (p202)
- 図ハ-2-1-5-1 (1 2) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 D通り) (p319)

第2加工棟 既設建具の記載抜けについて

1. 内容

図ハ-2-1-4-4に示す建具配置図及び図ハ-2-1-4-8(1)(2)に示す安全機能を有する建具(3階・4階)に、既設建具が2箇所抜けているため、当該図に建具を追加する。



「図ハ-2-1-4-8(1) 第2加工棟 安全機能を有する建具(3階・4階) 1」及び「図ハ-2-1-4-8(2) 第2加工棟 安全機能を有する建具(3階・4階) 2」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該箇所の既設建具は小荷物専用昇降機の建具とその上部にある点検口の建具の2箇所存在しているが、片側の建具のみ記載したことで2箇所とも記載してあると誤認していた。

(2) 工事段階

既設建具であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の建具関連の当該図に記載漏れの建具を追加する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

当該部位は火災影響評価において火災区域（火災区画）境界として評価を実施しており、本変更は記載漏れしていた既設防火戸の追記であることから、本変更による第2加工棟の火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様（28/33）（p83）
- ・図ハ-2-1-1-4-0 第2加工棟 工事概要図（3階）火災による損傷の防止（p168）
- ・図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階（p284）
- ・図ハ-2-1-4-8（1）（2） 第2加工棟 安全機能を有する建具（3階・4階）（p290～p291）
- ・添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能（37/44）（p1015）

第2加工棟 扉の切欠き部寸法及び切欠き部に付随する寸法の変更について

1. 内容

第2加工棟 扉 3-2 上部にホイストビームの貫通のための切欠きがあるが、切欠き寸法が誤っているため、当該図の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法の記載を変更する。



「図ハ-2-1-4-8 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1」及び「図ハ-2-1-4-20 第2加工棟 3-5 改造鋼製建具詳細図 部材表」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

既認可の申請書の切欠き寸法で、ホイストビームとの干渉は生じないものと判断していた。

(2) 工事段階

設工認どおりの寸法で製作したが、そのままではホイストビームに干渉することが判明した。

(3) 検査段階

工事段階で記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該扉の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法を変更する。また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、設置する当該扉の切欠き寸法の記載の変更であるが、以下の理由により技術基準適合性への影響はない。

技術基準		技術基準適合への影響
第四条	臨界	当該部位を含む外壁は臨界隔離壁ではなく、本変更による核燃料物質の臨界防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第六条	耐震	当該部位を含む外壁は耐震壁に該当しないことから、本変更による第2加工棟の地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第八条	竜巻	当該部位の変更は、竜巻対策扉である扉 3-2 の竜巻風荷重の受風面積が減少し、竜巻の強度評価上安全側（検定比 $\frac{1}{2}$ → $\frac{1}{3}$ ）になることから、本変更による第2加工棟の竜巻による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	雪・火山	当該扉 3-2 は、積雪荷重、降下火砕物の荷重を負担しないことから、本変更による第2加工棟の積雪・火山活動（降下火砕物）による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
	外部火災 航空火災	当該部位は、火災源、爆発源の危険物等の種類、量から算出される危険距離、危険限界距離に対して、十分な離隔距離があり、本変更が外部火災影響評価の結果に影響を与えるものでないため、外部火災による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第九条	不法侵入	当該扉 3-2 は第2加工棟の不法侵入の防止の安全機能を有するが、変更後の切欠き部は人が通過できるような大きさではないことから、本変更による第2加工棟の加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十条	閉じ込め	当該扉 3-2 は第1種管理区域の境界ではないため、室内を負圧状態に維持する機能を有するものではない。また、当該扉 3-2 は、第2種管理区域と周辺監視区域（屋外）の境界扉であるが、切欠きの寸法の変更は第2種管理区域と周辺監視区域の境界に影響を及ぼすものではないため、本変更による第2加工棟の閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。
第十一条	内部火災	当該扉 3-2 を設置する外壁は火災区域（火災区画）境界であるため、扉 3-2 は特定防火設備とする。本変更にて切欠き寸法に変更が生じるが、特定防火設備としての仕様（鉄板 $\frac{1}{2}$ 以上両面）には変更がないことから、本変更による第2加工棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第十二条	溢水	当該扉は溢水による損傷防止の安全機能を有していない扉であるため、本変更による加工施設内における溢水による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。
第二十二条	遮蔽	当該部位を含む壁は、第2加工棟の遮蔽評価に考慮する壁、床の一部であるが、評価にあたって遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はりは考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化しているため、扉の開口部は評価に影響しないことから、本変更による遮蔽に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ハ-2-1-4-8（1）第2加工棟 安全機能を有する建具（3階・4階）1（p290）
- ・図ハ-2-1-4-19 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表（p302）

第 2 加工棟 検査の方法の記載不備について

1. 内容

表ハ-3 表の建物の既設部分に関する検査項目に抜け、誤記、不十分な記載があるため、当該表の記載の追加、修正、適正化を行う。

「第ハ-3 表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (a. 第 2 加工棟：検査 (既設部))」の変更箇所

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準	
基礎	鉄筋コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が \geq \square N/mm ² 以上であること。	
		寸法	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-2-1-6及び図ハ-2-1-2-1-7のとおりであること。	
		配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図ハ-2-1-2-1のとおりであること。	
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄筋	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
はり	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-20～図ハ-2-1-2-25のとおりであること。
			コンクリート	寸法	はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。
壁	鉄筋コンクリート壁		材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が \geq \square N/mm ² 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-26及び図ハ-2-1-2-27のとおりであること。	
			床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ-1-9～図ハ-1-13のとおりであること。 床の厚さが表ハ-2-1に示す火災区画の区画境界スラブの厚さ以上であること。	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が \geq \square N/mm ² 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-25～図ハ-2-1-2-27のとおりであること。	
			屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-1-13及び図ハ-1-14のとおりであること。 屋根の厚さが表ハ-2-1に示す火災区画の区画境界スラブの厚さ以上であること。	

_____ : 追加箇所

_____ : 修正箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

改造を伴わない既設部分についても、添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能の表において、安全機能を確認するための位置、構造、機能、強度、性能の整理をしていたが、既設部分の検査を具体化する際に適切に検査の方法に展開できていなかった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事は無い。

(3) 検査段階

使用前事業者検査要領書の作成時に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表中の検査の記載の追加、修正、適正化を行う。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、工事を伴わない既設部分において、設計に見込んである安全機能を確認するために必要な検査の追加、修正、適正化であり、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（1/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））（p365）
- ・第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（2/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））（p366）
- ・第ハ-3表 建物・建築物に係る試験、検査の項目及び方法（3/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））（p367）

ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ-2-2の変更内容にストップ1の取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 仕様」の変更箇所

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。） 改造（火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。） 改造（保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。） 改造（ストップ1の取付ボルトを変更する。）
------	--

___:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で落下防止に係る強度評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p376）
- ・表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 仕様（p382）
- ・図ニ-2-2（3） ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部（ストップ ガイド拡大図）（p480）

燃料棒トレイ置台における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ－４－１の変更内容にストップ１及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ－４－１ 燃料棒トレイ置台 仕様」の変更箇所

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表２）に示す。 改造（ストップ１及び取付ボルトを変更する。）
------	--

____:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

既設として検査を実施した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で落下防止に係る強度評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第４次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p376）
- ・表ニ－４－１ 燃料棒トレイ置台 仕様（p394）
- ・図ニ－４－１ 燃料棒トレイ置台（p486）
- ・添２表１－２ 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p967）

燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ-7-1 の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 仕様」の変更箇所

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。） 改造（レールの取付ボルトを変更する。）
------	--

___:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で耐震評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p377）
- ・表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 仕様（p415）
- ・図ニ-7-1（5）燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 架台（3／3）（p505）

燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 階段詳細における追加するはりの位置について

1. 内容

図ニ-7-1（6）に示す階段部下の耐震補強で追加する3本のはりの位置について、実際には右側2本のはりは既存はりの右側に追加することとしているが、誤って当該図ではいずれのりも既存のりのはりの左側に取り付けることとしており、また、追加するはりは既存はりと長さが異なるため、記載を変更する。



「図ニ-7-1（6） 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部 階段詳細」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

実際にはりを追加する位置と申請書の当該図の確認が不十分であり、工事において追加設置するはりの位置と長さが異なるまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

申請書の当該図と施工図面の相違に気付いたため、工事を停止した。

(3) 検査段階

工事段階で上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中の耐震補強で追加する3本のはりの位置と長さを変更する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は耐震補強で追加するはりの位置を示す図の誤りを適正化するものであり、設計段階においては変更後の条件で耐震評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ニ-7-1（6） 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部 階段詳細（p506）

燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部の設備形状について

1. 内容

図ニ-7-2に示す当該設備の溝型トレイは全部で5種類ある。そのうち上面図における南から2つ目の溝型トレイと北から1つ目の溝型トレイについて、実際は共に9個であるが、誤って南から2つ目は8個、北から1つ目には10個記載しているため、記載の変更をする。

また、当該図中の拡大図の記載も適正化する。(次頁参照)

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、誤った個数で図面を作成してしまった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中に示す溝型トレイの数と位置を変更するとともに、
①拡大図の図面を適正化する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正である。溝型トレイは燃料棒の落下防止に係る安全機能（径方向への脱落防止の機能）を有するものであるため、実態に合わせ溝型トレイの数と位置を適正化する。落下防止に係る安全機能に変更は生じないため、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 (p508)



「図ニ－7－2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部」の変更箇所

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（2）における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ－9－1 の変更内容にレールの取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ－9－1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（2） 仕様」の変更箇所

変更内容	改造（レールの取付ボルトを変更する。）
------	---------------------

___:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

既設として検査を実施した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で耐震評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・別記1 三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 (p4)
- ・表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容 (p377)
- ・表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様 (p431)
- ・図ニ-9-1 (1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (1/2) (p511)
- ・5. 工事の方法 (p532)
- ・第二-1表 試験及び検査の項目 (1/2) (p539)
- ・表 工事工程表 (p739)
- ・添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ (p797)
- ・添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器) (p968)

燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ-1 1-2 の変更内容に

- ・ストップ（車止め）及び取付ボルトの追加
- ・レールの取付ボルトの変更

の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ-1 1-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様」の変更箇所

変更内容	<u>改造（ストップ（車止め）及び取付ボルトを追加する。）</u> <u>改造（レールの取付ボルトを変更する。）</u>
------	---

____: 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

既設として検査を実施した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で耐震評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・別記1 三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法（p4）
- ・表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p377）
- ・表ニ-1 1-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様（p440、p442）
- ・図ニ-1 1-2（1）燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部（1／2）（p517）
- ・5. 工事の方法（p532）
- ・第二-1表 試験及び検査の項目（1／2）（p539）
- ・表 工事工程表（p739）
- ・添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ（p797）
- ・添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p969）

燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部の設備形状について

1. 内容

図ニー 1 1 - 3 に示す当該設備の溝型トレイについて、実際には 2 種類あるところ、図面には 1 種類しか記載されていないため、記載を変更する。(次頁参照)

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、誤って 1 種類のみしか記載せず、図面を作成してしまった。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事はない。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図の側面図および拡大図①に溝型トレイを追記する。また、側面図の変更に伴い、上面図の溝型トレイの配置を変更する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、実態に合わせた設備・機器の一部の記載の修正である。溝型トレイは燃料棒の落下防止に係る安全機能（径方向への脱落防止の機能）を有するものであるため、実態に合わせ溝型トレイの数と配置を適正化する。落下防止に係る安全機能に変更は生じないため、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第 4 次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・ 図ニー 1 1 - 3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 (p519)



「図ニ－11－3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部」の変更箇所

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

ペレット検査装置 No. 5 におけるアンカーボルトのベースプレートの向きについて

1. 内容

図ニ-13-1 に示す当該設備の南西側隅のアンカーボルトのベースプレート（既設）の向きについて、実際は西側に位置しているが、誤って南側に位置しているため、記載を変更する。



「図ニ-13-1 ペレット検査装置 No. 5」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、南西側隅のアンカーボルトのベースプレートの向きは南側であると思い込み図面を作成してしまった。

(2) 工事段階

本設備における改造工事はあったものの、当該アンカーボルトは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中に示す設備の南西隅側のアンカーボルトのベースプレートの向きを変更する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、ベースプレート（既設）の向きを示す図の誤りを実態に合わせて適正化するものである。ベースプレートの向きは耐震評価における条件とはしていないため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 (p521)

ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部における変更内容の記載について

1. 内容

表ニ-1 4-1 の変更内容にガイド1、ガイド2 及び取付ボルトの変更の記載が抜けているため、当該図表中に記載を追加する。

「表ニ-1 4-1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様」の変更箇所

変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。） 改造（老朽化対策のため、ロボットを更新する。） 改造（ガイド1、ガイド2 及び取付ボルトを変更する。）
------	---

___:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

補修作業として実施するものとし、申請を不要と判断した。

(2) 工事段階

改造工事ではなく、補修作業として実施した。

(3) 検査段階

検査前に上記に気付いたため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表中に変更内容を追加する。

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、記載が抜けていた改造内容の追記であり、設計段階においては変更後の条件で落下防止に係る強度評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、閉じ込めの機能に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容（p378）
- ・表ニ-1-4-1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様（p452）
- ・図ニ-1-4-1（2） ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部（ストップ拡大図）（p523）
- ・図ニ-1-4-1（3） ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部（ガイド拡大図）（p524）
- ・添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（p969）

ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部におけるアンカーボルトの位置について

1. 内容

図ニ-1 4-1 (1) に示す当該設備の北側中央付近にあるアンカーボルト (既設) について、実際にははりの中央に位置しているが、誤って柱の直下に記載しているため、記載を変更する。



「図ニ-1 4-1 (1) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

耐震計算時、北側中央付近にあるアンカーボルトは柱の直下にあると思い込み評価を行ってしまった。また、図面作成時、図面と設備を突き合わせた確認が不足しており、上記のとおり図面を作成してしまった。

(2) 工事段階

本設備におけるアンカーボルトの改造工事はあったものの、当該アンカーボルトは既設で工事対象外であったため、誤りに気が付かなかった。

(3) 検査段階

検査前に上記の記載の誤りに気付いたため、検査は行っていない。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中に示す設備の北側中央付近にあるアンカーボルトの位置を変更する。これに伴い、付属書類3に示す耐震計算結果のうち固有振動数、部材検定比、アンカーボルト検定比を次のとおり変更する。

固有振動数	
部材検定比	
アンカーボルト検定比	

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、アンカーボルトの位置を示す図の誤りを実態に合わせて適正化するものである。変更後のアンカーボルトの位置を条件とした耐震評価結果は、検定比が1を超えることはなく、本変更による地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ニ-14-1（1）ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部（p522）
- ・付属書類3 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書
表8 耐震計算結果（2/4）（p1283）

ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部におけるアンカーボルト耐震補強内容について

1. 内容

図ニ-1 4-2 に示すアンカーボルトの耐震補強の記載について、実際には設備の南側の 5 箇所のうち左から 3 つ目は追加、左から 4 つ目は変更と記載すべきところ、誤って左から 3 つ目を変更、左から 4 つ目を追加と記載しているため、記載を変更する。



「図ニ-1 4-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

図面作成時、設備の南側の 5 箇所のうち左から 3 つ目を変更、左から 4 つ目を追加と誤って図面を作成してしまった。

(2) 工事段階

工事前に施工確認を行った際に上記の記載の誤りに気付いた。工事完了後のアンカーボルトの状態、使用前事業者検査及び耐震評価に影響はないことから、施工図面のみ訂正し工事を行った。

(3) 検査段階

「耐震計算書の総点検」において、当該図の修正が必要と改めて判断したため、検査は行っていない。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図中に示すアンカーボルトの耐震補強内容の記載について、設備の南側の5箇所のうち2箇所の記載を次のとおり変更する。

左から3つ目 変更 → 追加

左から4つ目 追加 → 変更

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は改造内容に係る記載の誤記の修正であり、設計段階においては変更後の条件で耐震評価を実施しているため、本変更による評価結果への影響はなく、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・図ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 (p525)

燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 における耐震補強項目について

1. 内容

表へー 2 - 2 (別表 2) に示す耐震補強の項目について、角管の材質を「 」と記載すべきところを、誤って「 」と記載しているため、記載を変更する。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

当該表の確認が不十分であり、誤った記載のまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

工事は実施していない。

(3) 検査段階

工事は実施していないため、検査も実施していない。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表中に示す角管の材質を次のとおり変更する。

「 」→「 」

また、同届出後に変更内容を検査要領に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は材質に係る記載の誤記の修正である。設計において「 」と「 」の材料定数および F 値「 」は同一であり、いずれの材質の部材を用いた場合であっても耐震評価結果は変わらないため、本変更による地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書 (第 4 次申請) における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表へー 2 - 2 (別表 2) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 耐震補強の項目 (p554)

第5 廃棄物貯蔵棟 換気筒への防火ダンパー、金網の追加について

1. 内容

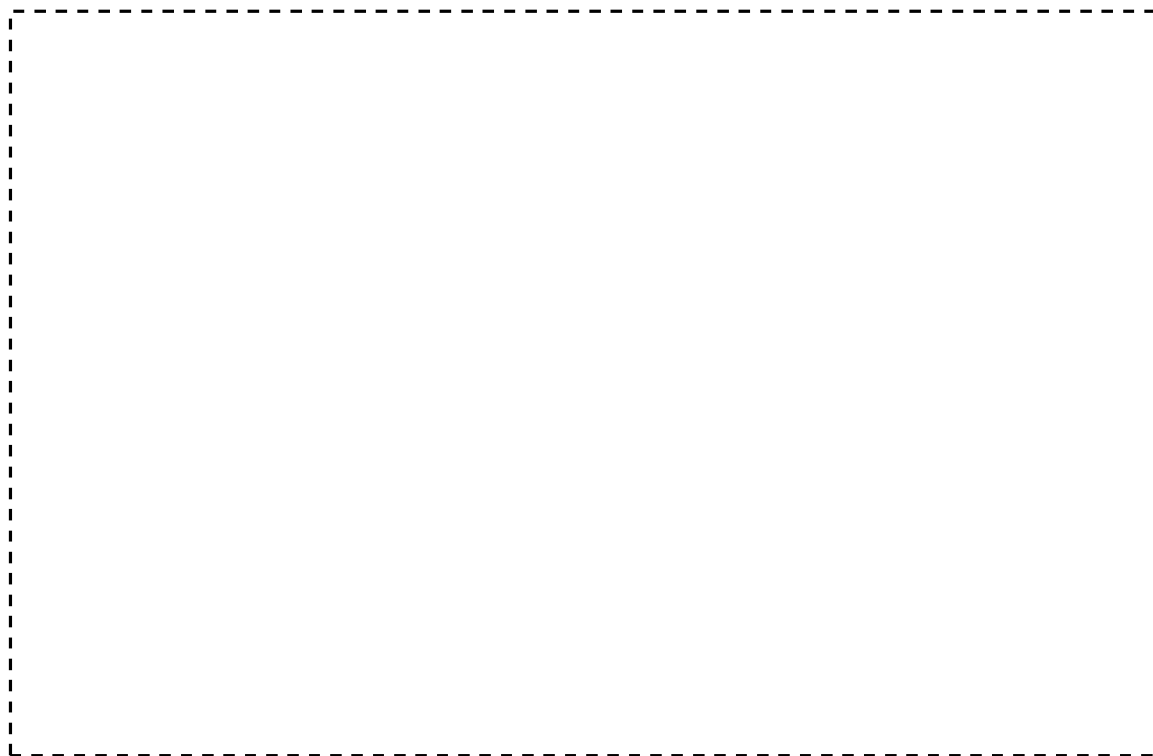
公設消防の指示により、第5 廃棄物貯蔵棟の換気筒に防火ダンパー、金網を設置する。

そのため、別表ト-4-1-1 に仕様を追加する。また、図ト-4-1-4 に記載を追加する。

「別表ト-4-1-1 第5 廃棄物貯蔵棟の仕様」の変更箇所

項目	主要部材	使用材料	員数	対応図
換気筒	換気筒本体	鋼管、丸ダクト	2	図ト-4-1-4 (立面図・断面図)
	防火ダンパー	鋼製 (温度ヒューズ付き)	2	
	金網	鋼製	2	

_____ : 追加箇所



「図ト-4-1-4 第5 廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

第5 廃棄物貯蔵棟の新設については、公設消防に危険物屋内貯蔵所の設置許可申請を提出した上、設工認を申請した。その際、換気筒に防火ダンパー及び金網を設置するよう指摘を受けていなかったため、申請書に記載していなかった。

(2) 工事段階

申請書どおりであり、防火ダンパー及び金網を設置する工事計画がなかったため、必要と考えなかった。

(3) 検査段階

検査員は申請書の記載のとおり、検査を実施した。申請書の記載どおりの施工であるため、検査の段階で必要と考えなかった。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の別表、添付図に防火ダンパー及び金網を追記する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、消防法に基づき換気筒に防火ダンパー及び金網を設ける変更であるが、火災影響評価においては、第5廃棄物貯蔵棟の火災区域境界の壁（外壁）を換気筒（金属管）が貫通する部分として考慮している。貫通部の外側には別の火災区域が存在しないため、火災区域間の延焼には至らないことから、本変更による第5廃棄物貯蔵棟の火災等による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

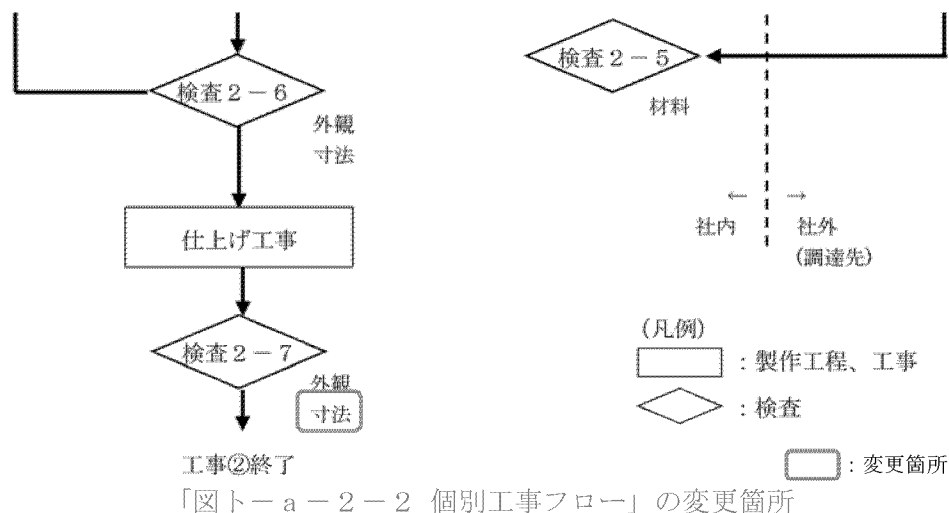
5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・別表ト-4-1-1 第5廃棄物貯蔵棟 の仕様 (p605)
- ・図ト-4-1-4 第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図 (p615)

第5 廃棄物貯蔵棟 工事フロー図及び検査項目の誤記について

1. 内容

第5 廃棄物貯蔵棟の図トー a - 2 - 2 及び第トー 2 表の検査 2 - 7 に示す検査の項目を本来寸法とすべきところを、誤って処理能力と記載しているため、当該図表の記載を変更する。



「第トー 2 表 建物・構築物に係る検査の方法」の変更箇所

検査の項目		検査の方法		判定基準
a. 第5 廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根 スラブ工事 (図トー a - 1、図トー a - 2 全体工事フロー、図トー a - 2 - 2 個別工事フロー参照)	検査 2 - 7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が 400 L 以上であること。

_____ : 修正箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

検査の方法の作成時、ピットの寸法検査（ピットの容積）を、処理能力検査であると誤って記載してしまった。

(2) 工事段階

申請書どおりのピットの寸法を測定することを施工段階で確認しているが、工事フローに記載の検査が処理能力で適切かという観点では確認していなかった。

(3) 検査段階

申請書どおり処理能力検査として実施し、設工認どおりの寸法であることを検査しているが、当該検査が処理能力で適切かという観点で確認していなかった。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該図表の検査項目を処理能力から寸法に変更する。
また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、検査の項目（種類）の記載の誤記の修正であり、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 図トー a - 2 - 2 個別工事フロー（p633）
- ・ 第トー 2 表 建物・建築物に係る検査の方法（2 / 2）（p640）

第2加工棟 緊急設備 誘導灯の追加について

1. 内容

公設消防の指示により、第2加工棟の誘導灯を3台追加し、75台から78台に変更する。

そのため、表ハ-2-1、表リ-2-1の誘導灯の個数を変更する。また、図リ-2-1-1-1の配置図を変更する。

「表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」の変更箇所

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8029}非常用照明：94 台 ・ {8029-4}誘導灯：78 台 <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p>
------------	---------	---

「表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備」の変更箇所 —:修正箇所

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	改造（一部取り替え、追加、残り再据付け）	1式 (78台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)

- (1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設（{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯）を含んでおり、本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規規制基準対応工事を行う。
- (3) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (4) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

—:修正箇所



「図リ-2-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階)」の変更箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

誘導灯の配置については、公設消防と相談した結果に基づき、設工認を申請した。

(2) 工事段階

工事着手前の公設消防への届出時に、追加設置の指示を受けたため、工事は行っていない。

(3) 検査段階

当該箇所の工事は実施していないため、検査も実施していない。

なお、追加設置に関係しない階層については工事を実施しており、工事完了した箇所については検査を実施している。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の第2加工棟の仕様表、建物付属設備の仕様表の誘導灯の個数を変更し、また配置図も誘導灯3台追加する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、消防法に基づき避難用の安全避難通路に設置する誘導灯の台数を増やすものであり、安全避難通路がより容易に識別できることから、安全避難通路等に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (p34)
- ・表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備 (p684)
- ・図リ-2-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階) (p690)

その他の加工施設の検査方法の記載の変更について

1. 内容

第リ－2表に示す据付の検査の方法の記載が不十分なため、当該表の記載を追加する。

「第リ－2表 設備・機器に係る検査の方法」の変更箇所

検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準
据付	①据付状況を目視又は関係書類等により確認する。	①建物の壁、柱、はり、屋根、床等に筐体をボルト等で固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

___:追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

第3次申請の検査の方法を踏襲したものであり、第4次申請の設備・機器における検査の方法の検討が不十分なまま設工認を申請した。

(2) 工事段階

工事前に上記の記載が不十分なことに気付いたため、当該記載に係る工事は行っていない。なお、現行の記載で検査が可能な設備・機器については、工事を進めている。

(3) 検査段階

現行の記載で検査が可能な設備・機器については、工事、検査を進めている。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により当該表中の据付の検査方法の記載を追加する。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、表中の検査の方法の記載の適正化であり、耐震に関わる自動火災報知設備の据付方法を変更するものではないことから、地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第4次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

・第リ－2表 設備・機器に係る検査の方法 (p736)

燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 8-1 部 架台における
耐震計算モデルの適正化に伴う再計算結果について

1. 内容

燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 8-1 部 架台の耐震計算モデルに適切でない箇所があるため、耐震計算モデルを適正化し再計算した結果に変更する。

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

耐震計算実施時のレビューが不十分であり、耐震計算モデルに適正でない箇所がある条件で耐震計算を行い、設工認を申請した。

(2) 工事段階

既設であり、本設工認による工事は無い。

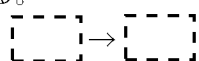
(3) 検査段階

検査は実施しているが、検査において耐震計算モデル確認まで行わないため、分からなかった。

なお、本件は、「耐震計算書の総点検」にて判明した。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の付属書類 3 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 表 8 耐震計算結果（2/4）に記載の部材検定比について次のとおり変更する。



また、変更による検査の判定に対する影響はない。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、耐震計算モデルを適正化するものである。変更後のモデルを条件とした耐震計算結果は検定比が 1 を超えることはなく、本変更による地震による損傷の防止に対する技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書（第 4 次申請）における当該変更箇所及び関連変更箇所

- ・ 付属書類 3 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 表 8 耐震計算結果（2/4）（p1283）

森林火災に係る検査の方法の記載の明確化について

1. 内容

第3次設工認の第1加工棟に対する検査（第へー3表）及び防護壁 防護壁 No. 1 に対する検査（第りー2表）並びに第4次設工認の第2加工棟に対する検査（第ハー2表）及び第5廃棄物貯蔵棟に対する検査（第トー2表）の建物・構築物本体の配置に関する検査（敷地内竹林と防護対象施設の離隔距離の測定）について、検査の方法を明確化するため、記載の追加を行う。

下表には第5廃棄物貯蔵棟の検査の方法の変更箇所を代表として示す。第1加工棟、防護壁 防護壁 No. 1、第2加工棟の検査について同様に追加する。

「第トー2表 建物・構築物に係る検査の方法（2/2）の変更箇所」の変更箇所

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図トーa-1、図トーa-2全体工事フロー参照)	検査5	配置	第5廃棄物貯蔵棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2に示す危険距離以上であること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟の外壁面と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。

_____ : 追加箇所

2. 設工認上の経緯

(1) 設工認申請段階

外部火災（森林火災及び近隣工場等の火災）に対する安全設計の確認として、想定する火災源と防護対象施設の離隔距離が、危険距離以上であることを確認する検査の方法として、敷地内竹林の火災に対しても、火災源中心と防護対象の建物の距離を確認すると記載することで、外部火災の火災源との距離を測定し、危険距離以上であることを確認できると考えていた。

(2) 工事段階

想定する火災源と防護対象施設の離隔距離を確保するための工事はなかった。

(3) 検査段階

第5廃棄物貯蔵棟の使用前事業者検査において、敷地内竹林の火災源と第5廃棄物貯蔵棟の離隔距離を測定する際に、敷地内竹林の境界と第5廃棄物貯蔵棟の距離を測定する必要がある、明確化が必要であることに気づいた。

3. 今後の対応

軽微な変更の届出により申請書の当該表中の検査の記載の追加を行う。

また、同届出後に検査要領書に反映し、使用前事業者検査を実施する。使用前事業者検査が完了している施設に対しては、追加で使用前事業者検査を実施する。

4. 設工認変更に伴う技術基準への影響

本変更は、外部火災に対する安全設計の確認のための検査の方法を明確化するものであり、外部火災に対する安全設計、安全評価への影響はないことから、技術基準適合性への影響はない。

5. 設工認申請書における当該変更箇所及び関連変更箇所

(第3次設工認)

- ・第ハ－3表 建物・構築物に係る検査の方法(1/3)(a. 第1加工棟:検査11)(p148)
- ・第リ－2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)(p264)

(第4次設工認)

- ・第ハ－3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法(1/4)(a. 第2加工棟:検査(既設部分))(p365)
- ・第ト－2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)(p640)